

1 地方分権改革の推進について（案）

（共同提案）

地方分権改革は、地方自らの判断と責任による自主的・自立的行政運営を促進し、個性豊かで活力のある地域社会を実現するために不可欠である。

また、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するため、国を挙げて「地方創生」に取り組む中、地方分権改革はその基盤となるものであり、極めて重要なテーマであることから、着実に推進していくことが必要である。

政府は、これまで、国と地方の協議の場に関する法律や累次の一括法、「提案募集方式」などにより地方分権改革を進めてきた。しかし、国から地方への事務・権限の移譲は地方が求めてきたものの一部しか実現しておらず、義務付け・枠付けの見直しに際しても「従うべき基準」が多用されてきた。また、「提案募集方式」についても実現に至らなかった地方の提案が相当数あるなど、その取組は十分とは言えない。

政府においては、国と地方の役割分担を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるという地方分権改革の原点に立ち、「地方分権改革の総括と展望」において改革の使命とされている「個性を活かし自立した地方をつくる」を実現するために、国から地方への事務・権限の移譲や税源移譲の実現等の更なる改革の具体化に向け、強いリーダーシップの下、迅速かつ全力を挙げて取り組むべきである。

我が国の景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。

また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。

さらに、地方財政は、人口減少による地域経済の停滞や社会保障

関係費等の増加など、引き続き厳しい状況にあることから、物価高対策やこども・子育て政策の強化はもとより、地域社会のデジタル化や地方独自の防災・減災対策、人件費の増加への対応等の行政課題への対応など、持続可能で安定的な財政運営ができる地方税財政制度を早急に構築することが不可欠である。

したがって、政府は真の地方分権型社会の実現と、それにふさわしい地方税財政制度の構築のため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

I 真の地方分権型社会の実現

1 国と地方の役割分担の適正化

人口減少問題はもとより、不安定で脆弱なサプライチェーンや世界規模でのエネルギー・食料危機、気候変動問題、感染症対策、相次ぐ災害への対応、持続可能な社会保障制度の構築をはじめとする我が国の諸課題の解決に向けて、国と地方は、適切な役割分担の下、協力・連携して取り組む必要がある。加えて、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の推進が求められており、国・地方を通じた課題として受け止められる中、地域の多様性の維持・発展が一層重要となっている。

国と地方の役割分担については、地域の実情に応じた施策を迅速かつ確実に展開できるよう、地方の権限と裁量の拡大を進め、地方の自由度を高めるための不断の見直しが必要であり、国と地方における意見交換の場等を活用して課題を洗い出し、国・地方が担うべき役割や見合った権限の議論など、早急に役割分担の見直しに着手すること。その上で国・地方がそれぞれ責任を果たすことができるよう財源を確保すること。

2 事務・権限の移譲

国の役割は外交・安全保障などに特化し、住民に身近な行政はで

きる限り地方に委ね、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決められるようにするという観点から、これまでに移譲した事務・権限にとどまらず、地方が強く求めてきたハローワークのほか、未だ国の関与が残されている農地転用に係る事務・権限などの移譲についても、地方の意見を十分に踏まえ、積極的に取り組むこと。

事務・権限の移譲に当たっては、税財源を一体的に移譲し、新たに担う役割に見合う財源を、全ての地方自治体が確保できるようにすること。なお、税財源の移譲が実現するまでの間は、移譲される事務・権限に係る事業の実施に要する財源総額を、法律に基づく交付金により確実に措置すること。

また、人員の移管を伴う場合には、地方が必要とする人材の確保が可能となるよう、主体的に選考できる仕組みなどについて、地方と十分に協議を行うこと。

3 義務付け・枠付け等の見直し

地方自治体の自由度を拡大し、地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を推進できるようにするため、地方の裁量を許さない「従うべき基準」は真に必要なものに限定し、新たな設定は原則行わないこと。

既に設定された「従うべき基準」については、三次にわたる一括法の附則の規定を踏まえ、廃止又は参酌すべき基準とするよう速やかに見直すこと。

また、今後の新たな義務付け・枠付けを必要最小限にするため、国会に常設の委員会として「地方分権推進委員会」あるいは調査会等を設け、国会に提出される地方分権にかかわる議案については、そうした委員会等が必ず調査・審議するなど、立法プロセスに地方自治体が適切に関与し、国会において地方の意見を確実に反映させる仕組みを確立すること。

4 計画策定等の見直し

本来、地方公共団体における計画等の策定は、地域の課題や現状を踏まえ、地域全体で主体的な取組を進めるために活用すべきものである。しかし、依然として計画等の策定を義務付ける法令の見直しが図られていないことに加え、努力義務規定や「できる」規定であっても国庫補助金等の交付や地方債発行等の要件として計画等の策定が求められているなど、実質的に計画策定が義務化されている。令和5年3月31日に「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」（以下、「ナビゲーション・ガイド」という。）が閣議決定され、各府省庁に対し、効率的・効果的な計画行政の進め方を示すなど、継続的な見直しに向けた環境整備が着実に進められていることを評価する。各府省庁においては、ナビゲーション・ガイド及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」に基づき、地方の意見を十分に反映しつつ、政策立案や法案作成の都度、遵守状況を内閣府に報告するなど、ナビゲーション・ガイドが実効性を持つように運用するとともに、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合など、計画等の策定による地方負担の軽減に資する具体的な取組を進めること。

今後、計画等の負担が増大することがないように、内閣提出法案のみならず議員立法も含め、新たに計画等の策定を求める法令の制定や通知の発出等は原則として行わないこととし、法令上の措置については、事前のチェックを行うこと。

5 「提案募集方式」による改革の推進

政府は「提案募集方式」について、地方からの提案のうち、実現・対応するものが例年、9割程度であるとしている。

しかし、実現・対応となった提案の中には、「検討」とするとされたものや提案どおりの対応になっていないものも含まれている。

また、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等

に調整の対象とする提案」として、各検討区分に整理する時点で検討対象外等として扱われている提案が一定数存在する。その中には、直近の社会情勢を踏まえた提案であっても過去と同内容の提案であり新たな支障が認められないとされてしまうものや、将来予想される支障を防止するための提案について現時点における具体的な支障事例を求められるものがある。

こうしたことから、「提案募集方式」への対応に当たっては、制度導入の趣旨を踏まえ、地方の支障の根本的な解決を図り、より一層の成果が得られるよう検討すること。

併せて、過去に実現できなかった提案のうち、地方から再提案があったものについては、改めてその実現に向けて積極的に取り組むこと。加えて、地方がより活用しやすい制度となるよう、一律に具体的な支障事例を求めないことや、税財源に関する提案も対象とすることなど、地方の意見を取り入れ、制度の見直しを行うこと。

検討の結果、提案内容を実現できなかった場合は、提案主体の納得が得られるよう、地方に委ねることによる支障など国が立証・説明責任を果たすこと。

これまでの対応方針に掲載された事項については、全ての進捗状況を適宜確認し、地方と情報共有を図るとともに、「検討」とされている提案についても、政府全体として適切な進行管理及びフォローアップを行うこと。併せて、提案どおりの対応になっていないものについては、支障の解消につながっているのか提案団体の意見を踏まえた検証をしていくこと。

地方分権一括法により措置される事項等については、地方が条例制定等の必要な対応を支障なく行えるよう、速やかに政省令を整備すること。

なお、「提案募集方式」に基づく取組とともに、国自らも、地方の意見を踏まえ、国と地方の役割分担を適正化する観点から、大幅な事務・権限の移譲及び規制緩和に取り組むこと。

6 国による規制改革の推進

地方創生の取組を具現化し、力強い潮流をつくっていくために、地方分権改革の推進と併せて、地域の実情を考慮した規制改革を進めること。

この場合において、規制改革実施計画の着実な実施を図ることはもちろん、規制改革ホットラインに寄せられた要望の実現に向け積極的に検討するとともに、国家戦略特区や構造改革特区において、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むなど、大胆な規制改革を講じること。

また、国家戦略特区の成果の全国展開を着実に推進するとともに、全国的に要望の多い規制改革事項については、特区に限ることなく直ちに全国的な規制改革を実施すること。

なお、国が検討を進めている地方における規制改革については、これまで着々と進められてきた地方分権改革の成果を否定することのないよう、議論を行うこと。

7 国の政策決定への地方の参画

現在、地域医療の確保や新型コロナウイルス感染症対策、経済対策などについては、機動的な対応に課題を残すものの国と地方で度重ねて協議・意見交換を行い、現場のニーズを踏まえた政策決定が行われるなど、国と地方のパートナーシップが強化され、共に対策を講じてきたところである。今後も国・地方に共通する様々な議題に関しては、互いに協力して政策課題に対応していくことが重要である。

このことを踏まえ、「国と地方の協議の場」においては、真に国と地方が対等・協力の関係の下、協議の対象を幅広く捉え、国は自ら、政策の企画・立案段階から積極的に地方と協議し、地方の意見を十分に反映させること。

特に、地方の行財政の運営に影響の大きい施策については、地方

自治法に定められている事前情報提供制度等の趣旨を十分に踏まえ、地方への迅速な情報提供を行うとともに、早期に地方と協議を行うこと。

併せて、議員立法については、地方への事前情報提供制度がないことから、両院の法制局で起草される段階で地方側に情報提供し、地方から意見を提出できる仕組みを設けること。

また、協議に際しては、事前の検討期間を十分設けるほか、全てを本会議で協議するのではなく、「地方税財政分科会（仮称）」や「社会保障分科会（仮称）」など分野別の分科会を設置するなど、実効性のあるものとし、形式的な運用は断じて行わないこと。

8 地方自治法の抜本改正

現行の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法の抜本改正などを行うこと。

なお、令和6年6月19日に改正された地方自治法において創設された、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国の指示権については、事前に関係地方公共団体等との間で十分に必要な協議・調整等を行い、現場の実情を適切に踏まえた措置となるようにすること。また、発動は目的を達成するために必要最小限度のものとし、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないように、衆・参両院の総務委員会の附帯決議を十分に踏まえた制度運用とすること。

9 地方公務員法の改正

地方公共団体は、地域間競争が激化する中、海外企業との交渉や企業誘致、DXの普及推進など、これまでの業務の枠を超えた政策課題に的確に取り組むとともに、子育て家庭の多くが共働きである

状況や新型コロナウイルス感染症への対応を契機として広まったテレワークや在宅勤務等、多様な働き方を求める社会全体の変化に即応しながら、高度な専門知識や経験を備えた人材を確保することが求められている。

また、人口は減少傾向にあり、当面は生産年齢人口の減少が見込まれているため、労働力の確保が懸念されている。

地方公務員の業務内容や勤務環境が大きく変化するとともに、定年延長や社会がジョブ型雇用に移行する中で、優れた人材を確保していくためには、各地方公共団体が実情に合わせ、給与や勤務時間等を柔軟かつ迅速に設定することができる制度の確立が必要である。

一方で、支給できる手当については地方自治法に限定列举されているなど、法令によって一定の制約がある。

また、勤務時間等についても、民間企業並みに柔軟な設定は認められていない。

こうしたことから、地方公務員の給与及び勤務時間等の勤務条件について、多様な人材の確保や柔軟な働き方への対応を可能とするため、地方公共団体の裁量をより広範に認めるよう、地方公務員法等関連法令の改正などを行うこと。

特に、喫緊の課題として、DXなど専門的知識・経験を有する人材の確保や、副業・兼業がしやすい環境づくり、部分休業の対象拡大など子育てと仕事の両立支援をより一層進めるよう、法改正などを講じること。

Ⅱ 真の地方分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

1 物価高等を踏まえた地方の安定的な財政運営に向けた支援

令和7年5月に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が追加措置されたが、現下の物価高の先行きは依然として不透明であり、地域の生活・経済への更なる影響も懸念されるため、今後の経済状況等も踏まえ、引き続き必要な対策を適時的確に講じること。

今後、更なる追加対策を講じるに当たっては、都道府県単位での対応には限界があることから、国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤である電力やガスなどエネルギー価格等の安定に向けて、地方公共団体間で対策の内容に格差が生じないよう、国の責任において全国一律の対策を直接講じること。なお、これまでと同様に、国がLPガスや特別高圧等の支援を行わない場合には、国が行う都市ガスや高圧電力の支援と同時期に都道府県が支援を実施できるよう、財源措置を講じること。

特に、国が定める公定価格等により運営する医療機関や社会福祉施設等については、物価高が適時適切に反映される仕組みを診療報酬、介護報酬、及び障害福祉サービス等報酬制度等に組み込むこと。

国の対策を補完し地域の実情に応じた対策については適切な財源措置を講じるとともに、財源措置を臨時交付金で講ずる場合には、財政力指数による補正を行うことなく、地域の実情に応じた財政需要も十分に反映した上で、全ての地方自治体が必要とする額を国において速やかに確保・配分すること。また、その活用については、地方が自らの判断と責任において地域の実情に応じた施策を実施できるよう、国が定めたやり方を実質的に強いるようなことはせず、地方の裁量を尊重するとともに、年度を越えて切れ目なく柔軟な執行が可能となるよう、事故繰越を含めた繰越要件や基金積立要件の弾力化など、機動的な運用や手続きの簡素化などを図ること。その上で、地方が診療、介護、及び障害福祉サービス等報酬改定などと整合した対策を行えるよう、適切な情報提供を行うこと。

併せて、行政需要の増を地方財政計画に的確に反映し、既定の加算とは別枠での地方交付税の増額や、臨時交付金の継続などにより、全ての地方自治体に対して確実かつ十分な支援を行うこと。

さらに、円滑な価格転嫁に向けた環境整備、物価の上昇に見合った賃上げのためのインセンティブ付与、賃上げの原資を持続的に確保するための労働生産性向上への支援を引き続き行うこと。

新型コロナウイルス感染症に係る公費支援について、制度終了後に請求されるものについても国の責任において確実に予算措置を講じること。

改正感染症法の規定により、都道府県と医療機関等の間で、病床、発熱外来、自宅療養者等(高齢者施設等の入所者を含む)への医療の確保等に関する協定を締結する仕組みが法定化されたが、引き続き協定締結に係る医療機関の費用負担に対する支援を図るとともに、地方公共団体の感染症対策のための財政措置を講じること。

なお、飲食店向け協力金については、現在も、交付要件を満たしていないことが判明した事業者に対しては返還請求を行っており、将来にわたる債権管理等の関係事務に要する費用や、回収不可能となった協力金については、国の責任において財政措置を講じること。

2 分権型社会にふさわしい税財源の充実強化のための抜本的改革

現状では、地方と国の歳出比率が6対4であるのに対し、税源配分は4対6であり、事務に見合う税源が地方に配分されていないことから、地方が担うべき事務と権限に見合った地方税財源の充実強化を図る必要がある。

地方が真に自立した安定的な財政運営を可能とするため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図りつつ、国から地方への税源移譲を速やかに進めるなど、地方が自由に使える財源の拡充につながる地方税財政制度の抜本的改革を行うこと。

なお、地方税財源の充実が図られるまでの間にあっても、全ての地方自治体の財政運営に支障が生じないように、地方一般財源総額を安定的に確保すること。

3 地方創生に必要な財源の確保

地方創生は、地域が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服することを目的としているが、人口減少は構造的な課題であり、解決

には長期間を要することから、地域の実情に応じて息の長い取組を実施していくことが必要不可欠である。

この取組に当たっては、人口減少下における地方の人口動態に適確に対応する視点と併せ、人口減少のスピードを緩和させ最終的に安定させる定常化の視点も重要となる。

国は、新しい地方経済・生活環境創生本部において、地方創生 2.0 の「基本的な考え方」を示し、令和 7 年 6 月に、今後 10 年間を見据えた「地方創生 2.0 基本構想」を閣議決定したところであるが、人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたり活力ある社会を維持するために、これまで地方が進めてきた「まち・ひと・しごと」をはじめとした地方創生の課題解決の取組が後退することがないように、引き続き包括的な支援が必要である。

「新しい地方経済・生活環境創生交付金」については、令和 6 年度補正予算で 1,000 億円、令和 7 年度当初予算で 2,000 億円が確保され、令和 7 年度地方財政計画において、「新しい地方経済・生活環境創生事業費」も 1.2 兆円が確保されたが、地方創生のさらなる深化に向け、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」をはじめとする地方創生関連予算や地域の実情を踏まえた地方自治体の主体的な取組に対する支援について、継続すること。

併せて、交付金の更なる要件緩和や交付対象の拡大等の運用の弾力化を図るなど、地方における取組を強力に支援すること。

「新しい地方経済・生活環境創生交付金」における拠点整備事業については、従前と比べ要件は緩和されているが、引き続き交付上限額や手続きについて、弾力的な取り扱いを行うこと。同交付金のデジタル実装型においては、コンソーシアム等推進体制の確立や単年度での実装が要件となっているなど、対象事業が限られてくることから、要件の緩和を行うなど、地方が柔軟に活用できる制度とすること。

加えて、補助金等の執行に係る事務のうち、市町村交付申請書の受理等について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）等に基づき、都道府県に事務を執行させる場合には、事務量に見合う適切な財政措置等を講じること。

また、令和 5 年度地方財政計画において、「地域デジタル社会推進費」は、令和 7 年度まで延長等されたが、地方においてデジタル化の推進が着実に行えるよう、引き続き、更なる拡充を含め、必要な措置を検討し、講じていくこと。

令和 7 年度地方財政計画においては、「地域社会再生事業費」が引き続き 0.4 兆円確保されたが、関東地方知事会構成都県の多くでは、生産年齢人口の減少や高齢化の進展等を背景に人材不足の一層の深刻化が予想されることから、各地方自治体の人づくりの取組に対し、国としても十分な支援を講じること。

4 社会保障関係費に係る安定財源の確保等

消費税は、地方交付税原資分も含めるとその約 4 割が地方の財源となっており、特定の世代に限定されることなく、全世代共通の社会保障制度の基盤としてあらゆる世代で負担を分かち合うものであり、年金、高齢者医療、介護、子育てといった諸施策を支える極めて重要な財源となっている。

少子高齢化が進行する中であって、地方が必要な住民サービスを十分かつ安定的に提供し、地方財政の運営に支障を来さないよう、これらのサービスの財源として、将来世代に負担を残すことなく恒久的な財源を確保することが重要であり、地方に負担を転嫁するような制度改正等を行うことがあってはならない。

政府においては、全世代型社会保障の構築に向けて取り組んでいるところであるが、制度設計に当たっては、施策の推進において重要な役割を担う地方の意見を十分に踏まえるとともに、十分な財源を確保すること。

なお、昨今、物価高対策としての消費税減税の議論がなされているが、消費税及び地方消費税は社会保障関係費の基幹的な財源となっていることから、見直しに当たっては、地方の安定的な税財源を確保し、地方財政に影響を与えることのないよう十分な配慮を行うこと。

特に、幼児教育及び高等教育の無償化に係る令和2年度以降の地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保することとしているが、一般財源総額の同水準ルールの外枠で歳出に全額計上し、必要な財源を確実に確保すること。

国においては、次元の異なる少子化対策を実施することとし、こども家庭庁予算で見て、2030年代初頭までに、国の予算又はこども一人当たりで見た国の予算の倍増を目指すこととしており、基本理念として、「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」としていることから、こども・子育て施策に地域間格差が生じることがないように、国において必要な財源措置を講じること。

こども・子育て支援施策は、国が全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細かに行う地方単独事業が組み合わさることで、効果的なものとなるため、国が全国一律で行う施策については、その充実に伴い生じる地方の財政負担に対し、国の責任と財源において確実に措置するとともに、地方がその実情に応じてきめ細かに行うサービスの提供や施設整備などについては、地方自治体の創意工夫が生かせるよう、全ての自治体に対し地方財源を確実に措置すること。

学校給食費の無償化については、令和5年12月に策定された「こども未来戦略」において、「小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討する」とされ、令和6年6月に、学校給食に関する実態調査の結果が公表され、令和6年12月に「給食無償化」に関する課題の整理がなされた。

国は、小学校を念頭に、令和8年度からの給食費無償化について

検討を進めているところであるが、その確実な実施に向け、早急に制度設計に取り組むとともに、中学校等への拡大についても、できる限り速やかに実現すること。

なお、無償化に必要な財源は、国において確実に確保するとともに、制度設計にあたっては、自治体や学校現場の負担とならないよう、十分に配慮すること。

また、全てのこどもたちの学校選択が保護者等の所得や生徒の所属する課程により左右されないよう、高等学校及び高等教育の授業料の無償化を、地方に負担を強いることなく、国の責任と財源において実施すること。その際、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすること。

さらに、令和7年2月の3党合意により、いわゆる高校無償化については、令和7年度は予算事業として対応する一方で、今後、国において、整理すべき論点について十分な検討を行うこととなっており、支給方法や現場レベルの負担など各地方公共団体等の実情を十分に考慮した上で、早急に制度設計すること。

あわせて、無償化により、特に私立高校が多く存在する人口集中地域では、多くの生徒にとって私立高校への進学がより大きな選択肢となる。一方で、それ以外の地域では専ら公立高校に生徒を受け入れる役割が求められているが、進学者が減少すると、その役割を維持するため、多大な財政負担を強いられ、結果として国民負担の増につながることになる。地域における高校教育の維持向上を図るため、学校施設整備や教員給与への国による財政支援を含め、公立高校への支援の抜本的な拡充を図ること。

加えて、東日本大震災を起因とした経済的理由により、授業料の納付が困難等の事情を抱える被災児童生徒等に対する就学支援については、「第2期復興・創生期間」以降においても、引き続き国の責任において十分な財源を確保すること。

なお、軽減税率制度の導入によって生じる減収分については、地

方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、代替税財源を確実に措置すること。

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく改革を推進するに当たっては、今後の大幅な人口減少と少子高齢化を見据え、国民の負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現できるよう、社会保障の機能の充実、給付の重点化、制度運営の効率化に向けた検討を引き続き進めるとともに、「国と地方の協議の場」等において地方と真摯な議論を行うなど、制度設計に当たっては、企画立案段階から地方の意見を十分に反映させること。

特に、国民健康保険制度については、平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となったが、給付費の急増により財政安定化基金の大幅な取崩しを余儀なくされた都県もあるなど平成 30 年度の制度改革時の想定を超える厳しい財政状況が続いている。制度の安定的な運営や国民の保険料負担の平準化に向けて、引き続き地方と協議しながら国定率負担の引上げや都道府県の財政規模に見合った財政安定化基金の積み増し等様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図ること。

併せて、保険料水準の統一に向けた取組に対する財政支援については、保険者努力支援制度や特別調整交付金により実施されているところではあるが、保険料水準の平準化により保険料の上昇が見込まれる自治体や保険料水準の平準化に向けて納付金算定における医療費の多寡調整を廃止又は縮小した自治体など、様々な課題を抱える自治体に対するインセンティブとなるような、更なる財政支援を講じること。

なお、これらの財政支援については、既存制度の組み換えによるものではなく、あくまで国の責任において、全ての地方自治体に対して新たに財源を確保し実施すること。

また、子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置につ

いて、医療保険制度間の公平や子育て支援の観点から、軽減割合及び対象年齢の更なる拡大を図ること。その際、財源については、現行の制度と同様の枠組みを設け、地方財政措置を講じること。

なお、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度の確立と医療保険制度間の公平に向けた国の負担のあり方について引き続き地方と協議を行うとともに、平成 27 年 1 月 13 日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援については、今後も国の責任において確実に行うこと。

さらに、医療費適正化への取組を踏まえた国民健康保険の普通調整交付金の配分方法等の見直しに当たっては、所得調整機能の維持を基本とするとともに、制度の円滑な運営に配慮し、地方の実情を十分に把握した上で検討を進めること。検討に当たっては、地方分権の観点から地方公共団体の意見を十分に尊重し、性急な議論とならないよう配慮すること。

その上で、全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的な道筋を提示すること。

なお、これまで、子育てにかかる経済的支援については、国において教育費や保育料などの軽減が図られてきたところであるが、子どもの健やかな育ちの観点から、医療費負担の軽減は大変重要であり、速やかに全国一律の医療費助成制度を国において創設すること。

また、審査支払機能に関する改革工程表に基づく国保総合システムの開発や運用に係る費用については、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないように、国の責任において必要な財政支援を講じること。

介護報酬については、介護事業者が長期的な視点で介護人材の確保・育成・定着を図り、事業運営を安定的に行うことができるものとする。

5 防災・減災に係る財源の確保

昨年1月1日には、「令和6年能登半島地震」が発生し、大きな被害をもたらした。また、令和5年3月のIPCC報告書では、風水害などの災害の増加・激甚化の引き金となる気温上昇の可能性が改めて示されている。加えて、令和2年の国の「大規模噴火時の広域降灰対策について」の報告で、富士山の大規模噴火時には、首都圏等火山から離れた地域においてもインフラ等に甚大な被害が発生するとされている。今後、大規模な風水害や地震、火山噴火などがいつ起きてもおかしくはなく、これらが複合的に発生するリスクもある。

各地方自治体がこのような災害に対して取組を推進することは、日本全体を災害に強くするためにも重要である。地方自治体が計画的に防災対策を推進していくことが可能となるように、国において必要な財源を安定的・継続的に確保し、必要額を配分すること。

特に、下水道施設については、緊急時に給水の停止が見込める水道施設と異なる上、流域下水道では大規模管渠の更新も図られた実績がなく、流量の大きい大口径管に対応した工法も確立していないなどの課題がある。そのため、大規模・広域的な下水道システムの改築更新・再構築の工法の確立に向けて、国として主体的に取り組むこと。また、部分的な管路の修繕を新たに国の交付対象とするとともに、処理場、ポンプ場の改築更新について交付の重点化・個別化を図ること。さらに、令和9年度以降はウォーターPPPを導入決定していなければ、污水管の改築に対して交付金が充てられないこととなっているが、污水管の維持管理・改築更新の負担や大規模污水管の更新手法等について明確な方針が確立するまで、この条件の適用を見送ること。

また、水道施設の老朽化対策について、漏水の発生、浄水処理の停止等による市民生活への影響を防ぐため、管路更新に係る補助事業の要件を緩和するとともに、浄水場及び配水場の施設更新に係る

補助事業を創設すること。

6 自動車関係諸税の見直しに伴う代替税財源の確保

自動車税環境性能割の環境性能に応じた税率の適用区分については、技術開発の動向や地方財政への影響を踏まえ、2年ごとに見直しが行われてきたところである。令和5年度税制改正においては、2035年までの電動車の新車販売に係る政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、税率区分の基準となる燃費基準の達成度を段階的に引き上げることとし、次回の見直しは、令和7年度末とされている。

自動車関係諸税の総合的な見直しについて、令和7年度与党税制改正大綱においては、「公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う。」とされている。

また、車体課税については、「カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献するものとすべく、国・地方の税収中立の下で、取得時における負担軽減等課税のあり方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な課税のあり方等について、関係者の意見を聴取しつつ検討し、令和8年度税制改正において結論を得る。」とされている。

自動車関係諸税の見直しに当たっては、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となること等を考慮し、地方の安定的な税財源を確保し、地方財政に影響を与えることのないよう十分な配慮を行うこと。

また、2035年度までに乗用車新車販売に占める電動車を100%とする政府目標の達成に向け、今後、急速な普及拡大が見込まれる電気自動車等への課税のあり方については、ガソリン・軽油等を燃料とする自動車の所有者との公平性を維持しつつ、利用実態等に応じた税負担の適正化が図られるよう、早期に検討を進めること。

なお、昨今の物価高を踏まえ、国において軽油引取税及び揮発油税に関する暫定税率の廃止が議論されているが、仮に暫定税率が廃止された場合、地方全体で 5,000 億円以上の減収が見込まれている。この減収分については、国の責任において、全ての地方自治体に対して代替の恒久財源を措置するなど、安定的な財源を確保すること。

7 地球温暖化対策のための税制の円滑な運用に向けた取組

森林環境税の賦課徴収に当たっては、税の趣旨や目的について広く国民の理解が得られるよう、より一層の丁寧な説明に努めること。

また、市町村が主体となった森林整備等が円滑に進むよう、林野庁を中心に必要な助言や十分な説明を行うなど、制度の円滑な運用に向けた取組を進めること。その際には、森林管理の主体となる市町村等の意見に十分配慮すること。

なお、森林環境譲与税については、創設目的や法定された用途を踏まえて、配分することが必要であることから、その具体的な使い道の把握に努めるとともに、森林整備や人材育成、木材利用などに一層活用されるよう、方策を検討すること。

8 地方法人課税の堅持

地方法人課税は、法人が事業活動を通じて地方自治体から享受する様々な行政サービスに対して応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方自治体の重要な自主財源であることから縮減は行わないこと。

なお、令和元年 10 月に、法人事業税の暫定措置が廃止され、法人住民税法人税割の更なる地方交付税原資化が行われた。さらに、地方法人課税における税源の偏在を是正する措置として、地域間の財政力格差拡大、経済社会構造の変化等に対応し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展していくため、法人事業税の一部が分離され、特別法人事業税・特別法人事業譲与税制度が恒久的措置

として創設された。

本来、地方の自主財源を縮小させる地方税の国税化は、地方の自立と活性化を目指す地方分権に逆行するものであり、税収格差の是正は、地方税財源の拡充と財源調整機能を十分に発揮できるだけの交付税総額を確保することにより行うべきである。

そのため、地方法人課税の今後のあり方について引き続き議論し、地方分権改革に資する制度とすること。

9 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保等

平成 28 年度税制改正においては、法人実効税率の引下げに当たり、法人事業税の外形標準課税の拡大等による課税ベースの拡大を行うことで財源を確保することとされたが、今後も更なる税率の引下げを行う場合には、恒久減税には恒久財源を用意するという原則に則り、地方税による代替財源を確実に確保し、地方交付税原資の減収分も含め、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

また、分割基準のあり方について検討する場合には、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点を踏まえるとともに、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客観性のある指標とすることを基本とし財政調整を目的とした見直しは行わないこと。

さらに、法人実効税率の引下げに関連し、地方自治体が自らの課税自主権に基づき実施している超過課税については、地方自治体の判断を尊重すること。

10 外形標準課税のあり方の検討

法人事業税の外形標準課税のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら、税負担の公平性や安定的な税収の確

保等の観点から、引き続き検討をすること。

また、適用対象法人の基準は、法人による操作可能性が小さいものとするとともに、課税実務上、確認が容易で納税者及び課税庁にとって執行面で過度な負担とならないものとする。

11 法人事業税における収入金額課税の堅持

法人事業税における収入金額課税については、令和2年度税制改正において電気供給業の見直しが、令和4年度税制改正においてガス供給業の見直しが行われた。

また、令和7年度与党税制改正大綱においては、「電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。」とされ、収入金額課税の見直しが引き続き今後の検討事項に位置づけられている。

収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献していること、電気供給業やガス供給業の事業者は、大規模発電施設やLNG基地等を有するなど、多大な行政サービスを受益していること等を踏まえ、同制度を堅持すること。

12 国際課税ルールの見直しに伴う対応

経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにおける、市場国への新たな課税権の配分（いわゆる第1の柱）については、これまで国・地方で法人に対して課税を行ってきたことなどを踏まえ、地方の税源となるべき部分を含むよう検討すること。その際は、応益原則等を踏まえ、不交付団体を含む全ての地方自治体に税収の一定割合を帰属させるとともに、地方税源部分について国が一括徴収して地方へ帰属する仕組みとするなど適切な制度構築を行うこと。

13 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応しており、その税収の3割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源となっているとともに、その税収の7割は所在市町村に交付金として交付され、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとって貴重な財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すること。

14 ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度については、令和7年6月24日付け総務省告示の改正により、指定基準の改正等が行われたところであるが、今後もより多くの寄附金を集めるための返礼品競争が続くことが見込まれる。

特例控除額が所得割額の2割という定率の上限のみでは、寄附金税額控除の上限額が高い高所得者ほど、返礼品との組み合わせによる節税効果を享受できるなど公平性の観点から問題がある。

また、寄附金を集めるためには、返礼品や大手ポータルサイトに依存せざるを得ない環境にあることなどの課題が依然として残っている中、大手EC事業者の仲介事業への参入により、今後さらに貴重な税金が手数料として仲介サイトに流れてしまうことで、ふるさと納税が制度創設時の趣旨からさらになかけ離れていく懸念がある。

このため、特例控除額に定額の上限設定をすることや、寄附額に占める返礼品や募集経費の割合引下げ等により、「寄附を通して生まれ育ったふるさとや応援したい地方自治体に貢献する」という本来の趣旨に沿った制度となるよう、更なる見直しを行うこと。また、各地方自治体の様々な創意工夫による地方活性化に資するものとなるよう見直しを行うこと。

なお、創意工夫をして現行制度を地域振興や産業振興等に活用し

ている地方自治体が多数存在する一方、都市部の地方自治体においては税収減が大きくなっていることなどを踏まえ、見直しに当たっては、地方自治体の財政に与える影響も考慮すること。

また、所得税控除分相当額を個人住民税から控除する仕組みであるふるさと納税ワンストップ特例制度については、令和3年分確定申告からマイナポータルを活用した新しい申告方法が開始されていることを踏まえ、速やかに廃止するとともに、廃止までの間、同制度を適用した場合に、個人住民税から控除している所得税控除分相当額については、国の責任において、地方特例交付金により全額を補填すること。

15 課税自主権の拡大

地方自治体の最も基幹的な自主財源である地方税に係る課税自主権の発揮については、制度的には法定外税や超過課税等が認められているものの、実際の適用には高いハードルがある。

神奈川県臨時特例企業税条例を違法、無効とした平成25年3月の最高裁判決は、そのことを明確に示したものである。この判決の補足意見では、地方自治体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたところである。

こうした指摘も踏まえ、真の地方分権型社会の実現に向けて、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の抜本的見直しの検討を進めること。

16 個人事業税における課税対象事業の限定列举方式の見直し

個人事業税について、課税の公平性を確保するため、課税対象事業を限定列举する現行の方式を見直し、事業所得又は不動産所得を有する全ての事業を課税対象とすること。

また、限定列举方式の見直しが実現するまでの間、社会経済情勢

に即した新規業種を課税対象事業に随時追加すること、事業認定に係る取扱いを明確化すること、課税資料となる所得税確定申告書等に事業認定に有益な情報を記載するよう見直すことなどの対応を行うこと。

17 地方税務手続のデジタル化・キャッシュレス化の一層の推進とシステムの安全性等の確保

納税者の利便性の向上、官民双方のコスト削減、地方自治体の課税事務の効率化、ひいては適正かつ公平な課税の実現等を図るため、国税・地方税間の情報連携の更なる推進を図りつつ、地方としても、賦課課税の多い地方税の特性を踏まえながら、eLTAX 等を活用した全国統一的な対応の充実など、地方税務手続のデジタル化・キャッシュレス化を一層推進していく必要がある。

令和 2 年 12 月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」や令和 3 年 9 月に施行の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、国は市町村税の 4 税目に係るシステムについて標準仕様書を示し、令和 5 年 9 月に閣議決定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において令和 7 年度までに各市町村が標準仕様に準拠したシステム利用を目指すこととされている。

また、令和 4 年度税制改正において、eLTAX を通じた電子申告・申請の対象手続や電子納付の対象税目・納付手段が拡大され、令和 7 年度与党税制改正大綱において、「地方税においても更なるデジタル化に向け、地方税関係通知のうち、納税通知書等について、eLTAX を経由して電子的に副本を送付する仕組みを導入する。」とされている。

引き続き、デジタル化・標準化に当たってのシステム構築やシステムの安全性・安定性の担保等は重要な課題であることから、国としても必要な支援や財政措置を適切に講じること。標準準拠システムへの移行に関しては、令和 6 年 8 月に実施された移行経費調査結

果を精査の上、令和7年6月に補助上限額が提示されたが、令和7年7月に実施された移行経費調査結果を踏まえると、移行経費が補助上限額を上回る自治体が一定数存在し、このままでは自治体の負担が発生するおそれがあることから、デジタル基盤改革支援補助金において、必要となる移行経費全額について確実に財政措置を講ずること。また、地方財政措置を講じることとされているシステム運用経費についても経費削減のための必要な対策と、地方の負担増とならないよう国の責任において確実な財政支援を講じること。

また、自動車税のワンストップサービスについて、新車新規登録以外の利用率が低いことから、その原因を分析し対策を講じるとともに、システム改修等による操作性の向上や分かりやすいマニュアル等の整備、積極的な広報の実施により、一層の利用促進を図ること。

さらに、地方税務手続のデジタル化・キャッシュレス化を推進するため、マイナポータルや地方税共通納税システムの活用などに関して、対応策を検討するとともに、納税者によるeLTAXを通じた税務手続・キャッシュレス納税の利用拡大に努めること。

なお、こうした地方税務手続の一層の推進に当たっては、地方自治体の意見を丁寧聞くこと。

18 地方交付税の充実及び臨時財政対策債の廃止

地方交付税については、地方固有の財源であることを明確にし、国による義務付けや政策誘導は排除すること。

地方が責任を持って地域経済の活性化等の施策を実施するには、基盤となる財源の確保が必要であるが、こども・子育て政策の強化、地域のデジタル化、脱炭素化、人への投資、防災・減災のための取組の推進や物価高への対応などの行政需要の増加が引き続き見込まれている。地方が住民サービスを安定的に供給するためには、地方

一般財源実質同水準ルールの堅持にとどまらず、地方における行財政需要の増加や金利・税収等の動向を的確に把握し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保・充実するとともに、地方財政計画に地方の行政需要を的確に積み上げ、地方交付税本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方交付税総額を充実すること。

なお、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるものを基準財政需要額の算定に反映する取組については、国による政策誘導とならないよう、引き続き、条件不利地域等、地域の実情に配慮し、交付税の財源保障機能が確保されるようにすること。

令和7年度地方財政計画では、地方の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を1.1兆円上回る63.8兆円を確保した。また、地方交付税について、前年度を0.3兆円上回る19.0兆円確保するとともに、臨時財政対策債は平成13年度の制度創設以来、初めて新規発行額がゼロとなった。

引き続き、臨時財政対策債によらない一般財源総額を確保するとともに、財源不足への対応として、国の責任において税源移譲や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な対策を講じ、臨時財政対策債の制度を廃止すること。また、既往の元利償還金については、その償還額が累増していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

19 個人所得課税の見直しに伴う対応

所得税及び個人住民税における各種控除等の見直しにより、地方に減収が生じる場合は、地方の担う行政サービスに支障を来することがないように、国の責任において適切に補填し、地方一般財源を確保するとともに、地方税財政に与える影響等に十分配慮した上で、地方の意見を踏まえながら丁寧な議論を行うこと。

20 国庫補助負担金の見直し

地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく自主財源である地方税への税源移譲を進めることが重要であることから、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係る国庫補助負担金については、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、地方税財源の拡充に向けた本質的な議論を行うこと。無論、国の負担を地方に付け替えるような一方的な見直しは厳に慎むこと。

なお、各府省の交付金等についても、税源移譲されるまでの間は、地方の自由度拡大や事務手続の簡素化などによる一層の運用改善等を図るとともに、地域経済に悪影響を与えることのないよう、事業の着実な実施のために必要な予算を継続的に確保すること。

さらに、国庫支出金のパフォーマンス指標の設定等の検討に当たっては、地方の意見を十分に踏まえること。

また、国が都道府県を介さずに民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものであることから、「空飛ぶ補助金」のうち中小企業支援やまちづくり、里地里山整備等の地域振興に資するものは、都道府県へ権限・財源を移譲するなど、地方自治体が実施する事業との連携を図り効果を最大限に発揮できる制度とすること。

一方、都道府県を介して民間事業者等へ交付する補助金であっても、交付要綱等の規定等（事業内容や補助対象者選定等）に都道府県が関与する余地がないものについては、単に都道府県に申請の受付や交付決定、完了検査等の一連の事務負担が生じているばかりか、間接補助事業者の不正等により補助金を取り消された場合、その返還を都道府県が肩代わりするなどのリスクのみ負担することとなるため、制度や運用の見直しを行うこと。また、「肩代わり」については、補助金適正化法第18条第3項に定められている返還期限の延長

や返還命令の取消等の適用基準を詳らかにするとともに、柔軟な適用・運用を行うこと。

21 直轄事業負担金制度の改革

直轄事業負担金制度は、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方自治体に対して個別に財政負担を課すものであることから、国と地方の役割分担等の見直しや地方への一体的な権限・財源の移譲に取り組む中で、必要な改革を速やかにかつ確実に進めること。

また、その際には、社会資本整備の着実な実施に配慮した新たな仕組みづくりに向けて、「国と地方の協議の場」等を通じて、地方と十分に協議をすること。

22 地方交付税措置のある地方債の期間延長等について

令和7年度から8年度にかけて、防災・減災対策、公共施設の長寿命化・集約化・脱炭素化など、多様な投資ニーズに対応する地方交付税措置のある多くの地方債が、制度終了の期限として予定されている。

これらの地方債は、将来世代にわたって必要な投資を行いつつ、地方財政の健全な運営を両立していくための有効な投資財源として、各地方自治体において広く活用されているところである。

また、各地方自治体では、激甚化する風水害や地震に対する防災・減災対策、老朽化した公共施設の長寿命化改修、脱炭素化に向けた施設整備など、多様化する課題に対応するための付加価値の高い投資ニーズが高まっており、これらに対応する地方債の活用ニーズも高まっている状況である。

そうした中、これらの地方債が全て予定どおりに終了してしまうと、各地方自治体においては財政上の負担が懸念材料となり、多様化する課題に対応するための必要な投資を持続的に行っていくこと

が困難となる。

については、令和 7 年度から 8 年度にかけて制度終了が予定されている地方交付税措置のある地方債について、期間延長の措置を講じること。また、長寿命化事業など、中長期的に取り組むべき事業については、あわせて制度の恒久化について検討すること。